

議會采第一号

三朝町議會運営委員会規程を次のように定める

昭和十九年一月二十日

三朝町議會  
議長 天野廉



# 三朝町議會會運籌委員會規程

第一條 三朝町議會に議會會運籌委員會以下

下單に委員會(以下)を置く

第二條 委員會は町議會の運営に關して協議

總談し議員相互間の連絡協調を遂げ

町議會の円滑なる運行を図るものとする

第三條 委員會は委員長、副委員長各一名委

員四名をもつて組織する

第四條 委員長は議長、副委員長は副議長

をもち、これに充てし委員は各部常任委

員會委員長を充てる

第五條 委員會は議長がこれを招集し會議は委員長がこれを開閉する

乙 委員の半数以上の要求があつたときは議長は委員會を招集しなければならぬ

第六條 委員會は委員会の議事を救正し秩序を保持する

乙 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代行する

第七條 委員會は委員全員の出席がなからば

議事を中止し議決することができない

乙 委員に事故があるときはその委員の属する副委員長を委員として代理を認める

第八條

委員會の議事は出席委員の同意を得てこれを決する

附則

この規程は公布の日から施行する